

(別表)

東京都保育士等キャリアアップ研修講師基準

分野	講師基準
乳児保育	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす）(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者(3) 当該分野に関する十分な知識及び経験を有する看護師、保健師(4) 当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者(5) その他当該分野に精通している者
幼児教育	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす）(2) 認可保育所、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業、幼稚園において、保育士（保育教諭含む。）、家庭的保育者、利用者支援専門員、幼稚園教諭等として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者(3) 当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者(4) その他当該分野に精通している者
障害児保育	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす）(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として3年以上勤務経験があり、園長や主任保育士などのリーダー的立場を経験を有する者であって、障害児保育に携わり、かつ、講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者(3) 障害児施設など障害児支援の分野で3年以上の勤務経験があり、かつ、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者(4) 児童相談所、発達障害児（者）支援センター、子供家庭支援センター、保健センター等で発達相談対応業務に3年以上従事し、かつ、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者(5) 当該分野に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師(6) 当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者(7) その他当該分野に精通している者

<p>食育・アレルギー対応</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者（ただし、「アレルギー疾患の理解」及び「アナフィラキシーショックの理解と対応」に係る内容については、次のうち、（１）、（３）または（４）のいずれかの要件を満たす者に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす） （２）認可保育園、認定こども園、認証保育所、幼稚園、小学校で栄養管理業務に３年以上従事している栄養士又は管理栄養士であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 （３）当該分野に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師 （４）当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者 （５）その他当該分野に精通している者
<p>保健衛生・安全対策</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす） （２）児童福祉施設又は児童教育分野で感染症対策、安全管理業務に従事経験がある者で、研修講師の経験があるなど、十分な知識及び経験を有する者 （３）心肺蘇生やAED、異物除去などについて講義及び演習を実施できる都内各消防署職員、日本赤十字指導員など （４）認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として３年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 （５）当該分野に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師 （６）当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者 （７）その他当該分野に精通している者
<p>保護者支援・子育て支援</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす） （２）認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として３年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 （３）児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等 （４）乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員 （５）当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者 （６）その他当該分野に精通している者

マネジメント	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす） (2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 (3) 地方公共団体や企業等において当該分野に関する研修講師の経験を有する者 (4) 団体、企業等で雇用管理の職務に5年以上従事した者で、かつ、雇用管理に関する研修講師の経験を有する者 (5) 当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者 (6) その他当該分野に精通している者
保育実践	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす） (2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 (3) 当該分野について、東京都が指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者 (4) その他当該分野に精通している者

※原則として、「その他当該分野に精通している者」以外の要件を満たす者を講師として申請すること。やむを得ず「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。